入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和8年11月11日

分任支出負担行為担当官
福岡空港事務所長　田中　たまき

１．工事概要

(1)　工 事 名　　令和８年度　鹿児島空港ＦＳＣ機器撤去工事
（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

(2)　工事場所　　鹿児島空港事務所：鹿児島県霧島市溝辺町麓８３８

(3)　工事内容　　本工事は、鹿児島ＦＳＣ業務の福岡対空センターへの集約に伴い、不要となる機器の撤去を行うものである。

(4)　工　　期　　契約締結日の翌平日から令和9年3月18日まで

(5)　本工事は、入札を電子調達システムで行う対象工事である。
なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

(6)　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価Ⅰ型）の対象工事である。

(7)　契約後ＶＥ方式　適用外

(8)　資材の再資源化　適用外

(9)　入札時積算数量書活用方式　適用外

(10)　生産性向上技術の活用　適用外

(11)　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

(12)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(13)　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けている企業（ＷＬＢ等推進企業）に対して総合評価における加点を行う工事である。なお、詳細については、別添「２．競争参加資格確認資料作成要領」による。

２．競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場

合に該当する。

(2)　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　開札時までに大阪航空局の令和７・８年度一般（指名）競争参加資格者のうち「電気通信工事業」でＡ又はＢ等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和6年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

(4)　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者（(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(6)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7)　予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官福岡空港事務所長が定める資格要件を全て満たす者であること（詳細については、入札公告：別紙を参照。）。

(8)　競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(9)　入札説明書の交付を受けた者、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。電子調達システムによる入札説明書等のダウンロード方法については、次を参照のこと。

https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/file/how_to_DL.pdf

やむを得ない事由により、上記の交付方法による入手ができない入札参加希望者は、担当部局に問い合わせること。

３．入札手続き等

(1)　担当部局　別表１のとおり。

(2)　電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム

https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
調達ポータル・電子調達システム　ヘルプデスク
電話番号　0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

(3)　入札説明書の交付期間及び方法　別表１のとおり。

(4)　申請書、資料の提出期間、場所及び方法　別表１のとおり。

(5)　入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法　別表１のとおり。

４．その他

(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

1)　入札保証金　免除。

2)　契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、詳細は入札説明書による。

(3)　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4)　落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(5)　配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6)　専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者と

は別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照)

(7)　手続きにおける交渉の有無　無。

(8)　契約書作成の要否　要。

(9)　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

(10)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

２.(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も３.(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時において、２.(3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(11)　施工計画に対する留意事項

競争参加資格の審査において、施工計画の提出がない場合又は他の入札参加者と本工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など施工計画の記載内容が適正でない場合は、競争参加資格を認めない。

(12)　その他詳細は入札説明書による。

別表１

件名： 件名：令和８年度　鹿児島空港ＦＳＣ機器撤去工事　日程表

項目		期間等	入札公告 記載箇所
担当部局		〒812-0891　福岡県福岡市博多区大字雀居2025番地3 大阪航空局　福岡空港事務所　総務部　会計課 電話番号：092-260-5942 Ｆ　Ａ　Ｘ：092-260-5944	3.(1)
入札説明書の交付期間及び方法	交付期間	令和8年11月11日　～　令和8年11月26日　まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。ただし、最終日は14時00分までとする。）	3.(3)
	交付方法	上記担当部局に問い合わせること。	
申請書、資料の提出期間、場所及び方法	申請書 提出期間	令和8年11月11日　～　令和8年11月26日　まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。ただし、最終日は14時00分までとする。）	3.(4)
	提出場所	上記担当部局と同じ	
	提出方法	申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。	
入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法	入札日時 （電子調達システム）	令和8年12月15日　（09時00分から17時00分までの間。）	3.(5)
	入札日時 （紙入札）	令和8年12月15日　（09時00分から17時00分までの間。）	
	提出方法	電子調達システムにより提出すること。ただし､発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに上記担当部局あて持参すること。 （郵送又は託送による提出は認めない。） なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。	
	開札日時	令和8年12月16日　10時00分	
	開札場所	福岡空港事務所　４階　入札室	

［入札公告：別紙］

件名　：	令和８年度　鹿児島空港ＦＳＣ機器撤去工事

発注概要　：

本工事は、鹿児島FSC業務の福岡対空センターへの集約に伴い、不要となる機器の撤去を行うものである。

競争参加資格の「予決令第７３条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官福岡空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。
なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

（１） 施工実績
平成２３年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、下記の１）又は２）の要件を満たす工事（以下「同種・類似工事」という。）の実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合に限る。）
ただし、工事成績評定の評定点が６５点未満であるものを除く。

１）同種工事
① 航空交通管制業務に係るレーダー施設（※１）
② ＩＬＳ施設（※２）
③ 航空交通管制業務に係る管制卓（通信制御装置）（※３）
④ ＶＯＲ／ＤＭＥ（若しくはＴＡＣＡＮ）施設（※４）
⑤ 航空交通管制情報処理システム等におけるホストコンピュータ（メインフレーム、サーバ）（※５）
⑥ 航空運航情報業務のうち運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置又は対空援助業務に係る通信制御装置
⑦ 対空通信施設（Ａ／Ｇ、ＲＡＧ、ＡＴＩＳ、ＲＣＡＧ及びＡＥＩＳ等）又はＮＤＢ施設
上記①～⑦の新設若しくは更新工事。（※６）

２）類似工事
２件以上の、航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事、場周警備設備、海上警備設備、空港防護設備、航空安全推進ネットワーク、保安防災指令装置の新設、更新又は撤去工事。

［入札公告：別紙］

（注）
※１ 航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。

※２ ＩＬＳ施設のうち、それらを構成するＴ－ＤＭＥのみの単独工事も同種とする。

※３ 航空交通管制業務に係る管制業務とは、航空路管制、ターミナルレーダー管制、進入管制及び着陸誘導管制及び飛行場管制業務に係る管制卓（通信制御装置）をいう。

※４ ＶＯＲ／ＤＭＥ（若しくはＴＡＣＡＮ）施設は、ＶＯＲ・ＴＡＣＡＮ・ＤＭＥのみの単独工事も同種とする。

※５ 航空交通管制情報処理システム等とは、飛行情報管理システム、航空路レーダー情報処理システム、ターミナルレーダー情報処理システム、ターミナルレーダーアルファニューメリック表示システム、洋上管制データ表示シスム、空域管理システム、航空交通流管理システムをいう。
なお、航空交通管制情報処理システムのうち端末のみの工事は類似とする。

※６ 訓練及び評価用の無線装置、並びに実験局に使用するものは類似とする。

ただし、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した上記工事の施工実績の場合においては、工事成績評定の評価点が６５点未満のものは除く。

（２） 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者（電気通信工事）を当該装置に配置できること。
１）平成２３年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した以下の①又は②の要件を満たす工事の経験を有すること。
なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した施工実績の場合においては、工事成績評定の評定点が６５点未満のものは除く。
① 同種工事
航空保安用の施設又は工作物の新設若しくは更新にかかる電気通信工事。
ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されていないものは類似工事とする。
② 類似工事
下記のイ）又はロ）の要件を満たす工事
イ） 航空保安用の施設又は工作物と連接されて所用の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であって建設業法でいう電気通信工事に該当する工事の施工実績。
ロ） イ）の外、建設業法施行令第１５条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事の施工実績
２）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
３）当該技術者について、入札者との直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。

（３） 航空局、東京航空局、大阪航空局が発注した電気通信工事で、令和６年４月１日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が６５点以上であること。